

青森市シャトル・ルートバス広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がバス運行事業者に委託して運行を実施している青森市シャトル・ルートバス（以下「バス」という。）の運行に係る物件（以下「物件」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載物件)

第2条 広告を掲載する物件は、次のとおりとする。

- (1) バス車両
- (2) 停留所標識
- (3) ルートマップ付き時刻表（以下「リーフレット」という。）

(広告の種別及び掲載料)

第3条 広告の種別及び掲載料は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 物件の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が物件に掲載する広告として適当でないとするもの

(広告掲載希望者の募集)

第5条 市長は、物件に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を、青森市ホームページ等を通じ、随時募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、次に掲げる書類等を、市長に提出するものとする。

- (1) 青森市シャトル・ルートバス広告掲載申込書(様式第1号)
- (2) 広告見本
- (3) 広告主の事業の概要がわかる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(広告掲載の審査)

第7条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、先着順に、バス運行事業者の意見を踏まえ、その内容を審査し、広告掲載の承認又は不承認を決定し、当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載を承認したときは、必要と認める条件を付することがある。
- 3 第1項の通知は、青森市シャトル・ルートバス広告掲載決定通知書(様式第2号)又は青森市シャトル・ルートバス広告不掲載決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、前条の規定により市長が広告掲載を承認した期間とする。

- 2 前条に規定する青森市シャトル・ルートバス広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が広告掲載を承認した期間満了後、引き続き広告掲載しようとするときは、当該期間が満了する1か月前までに、青森市シャトル・ルートバス広告継続申込書(様式第4号)を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申込書が提出されたときは、新たに掲載期間を定めて更新することがある。
- 4 市長は、前項の規定により掲載期間を更新した場合は、青森市シャトル・ルートバス広告継続決定通知書(様式第5号)により、広告主に通知するものとする。

(掲載料の納入)

第9条 広告主は、第3条の規定により算出した広告掲載料を、青森市納入通知書により、市長が定める期日までに支払うものとする。

- 2 市長は、広告掲載期間が複数年にわたる承認をしたときは、広告掲載料は年度毎に算出するものとし、広告主は年度毎に市長が定める期日までに支払うものとする。
- 3 前2項の規定は、前条第2項の規定により広告掲載期間が継続された場合、継続された掲載期間に係る広告掲載料に準用する。

(車体使用料の額及び支払)

第10条 市長は、広告を掲載するバス車体使用料として、前条の規定による年度毎に納入された広告掲載料(バス車両へのポスター掲載料に限る。)の100分の10に相当する額を、当該年度の青森市シャトル・ルートバス運行业務委託料に上乗せしてバス運行业業者に支払うものとする。

- 2 前項のバス車体使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(費用負担)

第11条 広告掲載期間中に広告が破損等したときは、市又はバス運行业業者の責めに帰する場合を除き、広告主がその一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の変更及び取り止め)

第12条 広告主は、広告掲載の変更又は取り止めをする場合は、青森市シャトル・ルートバス掲載広告変更(取り止め)申込書(様式第6号)により、変更又は取り止めをする日の15日前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の変更又は取り止めを承認した場合は、青森市シャトル・ルートバス掲載広告変更(取り止め)決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがある。

- (1) 広告掲載に係る権利を他に譲渡したとき。
- (2) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

- (3) 指定する期日までに広告を掲載していないことに対して、市長がこの状態の解消を求めて行った指示に従わないとき。
 - (4) 指定する期日までに広告掲載料を納入していないことに対して、市長がこの状態の解消を求めて行った指示に従わないとき。
 - (5) その他広告掲載が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、青森市シャトル・ルートバス広告掲載取消通知書（様式第8号）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

第14条 第9条の規定により納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、当該料金の全部又は一部を還付することがある。

- 2 前項の場合において、還付する広告掲載料には利子は付さないものとする。

（損害賠償）

第15条 第13条第1項の規定により広告掲載を取り消した場合において、市が被害を被ったときは、市長は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことがある。

（広告取扱業者）

第16条 市長は、広告の掲載について、その目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）第6条の規定により、業種「企画制作等業務」部門「広告企画製作業務」に係る競争入札参加資格の認定の通知を受けた広告取扱業者に、広告の取次を行わせることがある。

- 2 第13条第1項の規定により広告取扱業者が取次した広告掲載を取り消した場合において、当該広告取扱業者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（あっ旋手数料）

第17条 前条第1項の規定により広告取扱業者が、広告主から掲載依頼を取り次ぎ、掲載の申込みを行い、広告掲載が決定したときは、当該広告取扱業者に対して、当該広告に係る広告掲載料納入額の100分の15を広告あっ旋手数料として支払うものとする。

- 2 前項において、あっ旋手数料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

るものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年1月23日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の青森市シャトル・ルートバス広告掲載取扱要綱別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる広告掲載の申込みに係る掲載料について適用し、同日前行われる広告掲載の申込みに係る掲載料については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の青森市シャトル・ルートバス広告掲載取扱要綱別表の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる広告掲載の申込みに係る掲載料について適用し、同日前行われた広告掲載の申込みに係る掲載料については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

種別		規格	掲載料
バス車両内側	ポスター	日本工業規格 A3 以下	38 円/日・枚
	チラシ	日本工業規格 A4 以下 (1 束 100 枚まで)	1,885 円/束
停留所標識	ポスター	広告面	550 円/月・枚
リーフレット	紙面	縦 7.0cm×横 10.0cm	30,000 円/年・枠

様式第1号（第6条関係）

青森市シャトル・ルートバス広告掲載申込書

年 月 日

青森市長 様

申込者 住所（所在地）
名称
代表者職・氏名

担当者職・氏名
連絡先

青森市シャトル・ルートバス広告取扱要綱に基づき関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

広告の種別	
広告掲載希望期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
広告掲載希望台数	台・基
広告掲載希望枚数	枚・枠
広告の概要	
広告掲載料	円

関係書類

- 1 広告見本
- 2 広告主の事業の概要がわかる書類
- 3 その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

青市都市第 号
年 月 日

様

青森市長 印

青森市シャトル・ルートバス広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました青森市シャトル・ルートバス広告掲載について、審査の結果、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

広告の種別	
広告掲載期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
広告掲載台数	台・基
広告掲載枚数	枚・枠
広告の概要	
広告掲載料	円
広告掲載条件等	

様式第3号（第7条関係）

青市都市第 号
年 月 日

様

青森市長 印

青森市シャトル・ルートバス広告不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました青森市シャトル・ルートバス広告掲載について、審査の結果、下記の理由により掲載しないことと決定しましたので通知します。

記

（理由）

様式第4号（第8条関係）

青森市シャトル・ルートバス広告掲載継続申込書

年 月 日

青森市長 様

申込者 住所（所在地）
名称
代表者職・氏名

担当者職・氏名
連絡先

年 月 日付け青市都市第 号で掲載（掲載継続）決定の通知があつた青森市シャトル・ルートバス広告について、青森市シャトル・ルートバス広告掲載取扱要綱に基づき下記のとおり掲載継続を申し込みます。

記

掲載継続を希望する期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
掲載継続により追加される広告掲載料	円
備 考	

様式第5号（第8条関係）

青市都市第 号
年 月 日

様

青森市長 印

青森市シャトル・ルートバス広告掲載継続決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました青森市シャトル・ルートバス広告掲載継続について、下記のとおり掲載継続することを決定しましたので通知します。

記

掲載継続期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
掲載継続により追加される広告掲載料	円
掲載継続の条件等	

様式第6号（第12条関係）

青森市シャトル・ルートバス掲載広告変更（取り止め）申込書

年 月 日

青森市長 様

申込者 住所（所在地）
名称
代表者職・氏名

担当者職・氏名
連絡先

年 月 日付け青市都市第 号で掲載（掲載継続）決定の通知があつた青森市シャトル・ルートバス広告について、青森市シャトル・ルートバス広告掲載取扱要綱に基づき、下記のとおり掲載広告を変更（取り止め）したいので申し込みます。

記

1 変更（取り止め）希望年月日

年 月 日

2 変更内容等

変更項目	変更内容	備考

※) 申込時に、変更後の広告見本を添付して下さい。

3 取り止めの理由

様式第7号（第12条関係）

青市都市第 号
年 月 日

様

青森市長 印

青森市シャトル・ルートバス掲載広告変更（取り止め）決定通知書

年 月 日付けで申込のありました青森市シャトル・ルートバス掲載広告
変更（取り止め）について、下記のとおり変更（取り止め）することと決定しましたので
通知します。

記

1 変更（取り止め）年月日

年 月 日

2 変更内容等

変更項目	変更内容	備考

様式第8号（第13条関係）

青市都市第 号
年 月 日

様

青森市長 印

青森市シャトル・ルートバス広告掲載取消通知書

年 月 日付け青市都市第 号で掲載（掲載継続）決定の通知をしました青森市シャトル・ルートバス広告掲載について、下記の理由により取り消しすることと決定しましたので通知します。

記

（取り消しの理由）